

江戸川沿川 篠崎公園地区

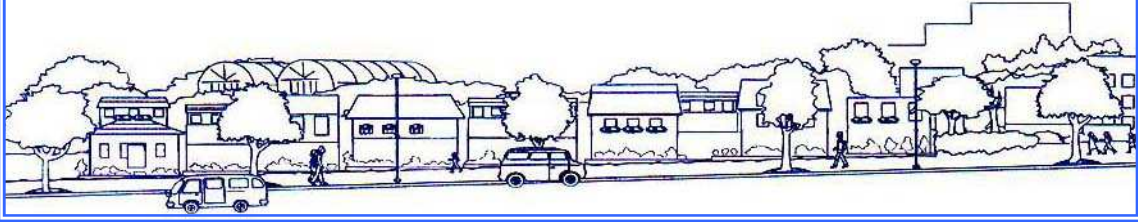
NO.56

2016/5/20



江戸川区土木部

区画整理課



土地区画整理審議会の選挙人名簿の縦覧を行います

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成28年4月26日(火)に選挙期日及び選挙人名簿縦覧の公告を行いました。

そこで、以下のとおり選挙人名簿の縦覧を行います。この名簿に名前のある方が、本地区の土地区画整理審議会委員選挙の選挙権、被選挙権を有する方となります。

選挙人名簿縦覧期間及び異議申し出期間について

縦覧期間	平成28年5月27日(金) ~ 平成28年6月9日(木)
縦覧時間	午前9時から午後5時まで 土日も行います
縦覧場所	篠崎地区まちづくり事務所(北篠崎2-26-7)

この期間中に選挙人名簿の記載漏れや誤りがある場合に限り、権利者からの異議申し出を受け付けます。

審議会委員選挙に関する公告(写)の掲示について

土地区画整理審議会の選挙に関しては、これまでどおり、まちづくりニュースでお知らせしていくとともに、篠崎地区まちづくり事務所の掲示板に公告(写)を掲示いたします。

【 掲示場所及び審議会委員選挙において公告する手続 】

■ : 公告を行う手続



掲示場所：篠崎地区まちづくり事務所掲示板



移転先に関する個別相談会を開催しました

平成28年4月24日(日)、25日(月)に篠崎地区まちづくり事務所で、上篠崎一丁目北部土地区画整理事業区域内の土地所有者を対象に、個別相談会を開催しました。お忙しい中お越しいただきありがとうございました。

相談会では、皆さまの移転先となる換地(区画整理後の新しい土地)の案について説明させていただきました。相談会でいただいた質問や意見について紹介します。

個別相談会 開催概要

日時	平成28年4月24日(日)、25日(月)
場所	篠崎地区まちづくり事務所
内容	移転先の案について



Q：補償金の金額がわからないと移転できないので、建物調査や補償金の概算提示時期を教えてください。

A：本地区において一番初めの移転の対象者の方については、平成28年度から平成29年度にかけて建物調査を順次行っていくように考えています。今後は、移転補償に関する説明会などの開催を予定しています。

Q：買収した土地が沢山あるので、そこを先に盛土して今住んでいる場所の近くに移転したらいいのではないかと。

A：先行買収による土地は、この地区に根ざした施設である寺院や幼稚園の土地を地区内に確保することや減歩による関係権利者の負担軽減を図るため、転出を希望する方から、本区が土地を先行的に取得したものです。将来は主に道路や緑地の公共用地として置き換わります。

< 連絡・問い合わせ先 >

篠崎地区まちづくり事務所

仮換地指定・換地処分に関すること 計画換地係 5664-2619

移転・造成工事に関すること 移転造成係 5664-2616

お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

